

## 尾張旭市営バス「あさぴ一号」を育てる会規約

(名称及び事務所)

第1条 この会の名称は尾張旭市営バス「あさぴ一号」を育てる会（以下「育てる会」という。）と称し、尾張旭市内に事務所を置く。

(目的)

第2条 育てる会は、市営バス「あさぴ一号」の運営に関する取組を通じて、その運営の活性化を図るとともに市民の生活の足として、市営バス「あさぴ一号」を守り、育てて行くことを目的とする。

(会員)

第3条 会員は、育てる会の目的に賛同し、入会申込書を提出した者であれば、すべて会員となることができる。

(申込事項の変更等)

第4条 会員は、住所、氏名など入会時の申込事項に変更があった時には、育てる会の役員にその内容を届け出なければならない。

(退会)

第5条 会員は、いつでも自由に退会できるものとする。この場合にはただちに育てる会の役員に連絡しなければならない。

(育てる会の取組内容)

第6条 育てる会は次の項目について取り組むこととする。

- (1) バス活性化策の立案、実施
- (2) 運行事業者との懇談
- (3) その他

(役員)

第7条 育てる会に、次の役員を置く。

- |          |     |
|----------|-----|
| (1) 会長   | 1名  |
| (2) 副会長  | 1名  |
| (3) 広報   | 若干名 |
| (4) 運営委員 | 若干名 |

(役員の仕事)

第8条 育てる会の役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、育てる会を代表し、総会を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その代理を務める。
- (3) 広報は、会報の編集を担当し、その発行を行う。
- (4) 運営委員は、育てる会の活動の企画及び運営を主となって実施する。

(役員を選出)

第9条 役員を選出は、次によって行う。

- (1) 会長、副会長、広報及び運営委員は、定期総会において選出する。但し、後任の役員が就任するまでは、現行の役員がその職務を継続する。
- (2) 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(総会)

第10条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 定期総会は、原則として年1回開催する。ただし、役員会が必要と認めた場合、及び会員の3分の2以上の要請があった場合は臨時総会を開催することができる。
- 3 総会の議決は出席会員の過半数をもって決する。
- 4 総会における審議事項は、次に掲げるものとする。
  - (1) 活動報告及び活動計画の承認
  - (2) 会長その他役員を選出
  - (3) その他の重要事項の審議と承認

(役員会)

第11条 役員会は、会長、副会長、広報及び運営委員により構成され、総会の決議に基づいて、育てる会の活動の企画及び運営を行う。

(規約の変更)

第12条 育てる会の規約を変更する場合は、総会において出席会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、育てる会の運営に関し必要な事項は、総会に諮って定める。

- 2 育てる会の運営を充実するために、尾張旭市都市整備部都市計画課及び運行事業者に対して、協力依頼することができる。

附 則

この規約は、平成21年6月4日から施行する。